

インターネットで公開分は、プライバシー保護のため原告の姓名のうち姓のみを記載しています。

平成15年（ワ）第79号 損害賠償請求事件

原告 李 外22名

被告 株式会社不二越 外1名

## 原告第12準備書面

（被告らの行為の違法性、関連共同性について）

2005年（平成17年）3月 日

富山地方裁判所民事合議係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 島 田 広 外

本書面は、被告らによる本件強制連行・強制労働について、その不法行為の違法性及び関連共同性を、これまでの事実調査をもとに詳述するものである。

### （目次）

第1	本件強制連行・強制労働の被害実態 .....	3
1	原告らの深刻な被害実態 .....	3
	（1）勧誘時に欺罔・脅迫が行われており、誘拐・拉致に等しい強制連行がなされていること .....	3
	（2）徴用令書による強制連行 .....	10
	（3）連行直後に厳しい軍隊式の訓練が行われ、命令への絶対服従が強要されていること .....	10
	（4）厳しい監視・監督の下に労働が強制されたこと .....	11
	（5）原告らが強いられた困難な生活について .....	15
	（6）劣悪な労働条件と労働災害、病気等について .....	17
	（7）空襲について .....	21
	（8）帰国後の生活について .....	25
2	日本人の女性の勤労働員との違い .....	30

(1)	より若い少女らが対象とされたこと	3 1
(2)	勧誘にあたって欺罔や脅迫が用いられていること	3 2
(3)	労働・生活条件にも大きな違いがあること	3 2
(4)	帰国後の生活について	3 5
(5)	小括	3 5
第 2	本件強制連行・強制労働の違法性	3 5
1	拉致・監禁に等しい強制連行・強制労働の顕著な違法性	3 5
2	欺罔が計画的かつ組織的であること	3 6
3	賃金支払もなく労働が強制されたこと	3 7
4	その他の諸法令，条約違反について	3 8
第 3	国と不二越との主観的・客観的関連共同性	3 8
1	国による強制連行・強制労働政策の推進	3 8
(1)	強制連行政策の歴史と女子勤労挺身隊政策	3 8
(2)	官民一体となった動員・強制連行	3 9
(3)	連行後の朝鮮人管理の実態	4 0
(4)	戦後処理における国の関与	4 2
(5)	小括	4 3
2	被告不二越と被告国との密接な関係	4 3
(1)	被告不二越は日本の軍需産業の中核を担う会社であったこと	4 4
(2)	被告不二越は「軍管理工場」「軍需工場」の指定を受け，軍の指示・協力のもとに経営されていたこと	4 5
3	本件強制連行・強制労働における被告国と被告不二越との協力関係	4 7
(1)	募集，徴用における協力関係	4 7
(2)	管理における協力関係	4 8
(3)	戦後処理における協力関係	4 8
第 4	まとめ	4 9

## 第1 本件強制連行・強制労働の被害実態

### 1 原告らの深刻な被害実態

(1) 勧誘時に欺罔・脅迫が行われており，誘拐・拉致に等しい強制連行がなされていること

ア 原告らが年端もいかない少女であり欺罔や脅迫に弱い立場にあったこと

(ア) 原告らの中の大半の者は，勧誘を受けた当時，国民学校6年生かその卒業直後，あるいは国民学校高等科1年生であり，その平均年齢は後述のとおり13.8歳であった（当時朝鮮では家庭の事情から小学校入学が遅れる者も多く，このため年齢と学年は今日のように対応していない。）。

このような年齢であったため，原告らは，勧誘を受けた当時，判断能力が未熟なままであった。また，普段から学校や家庭で教師の言葉に従うよう厳しく指導されており，教師の勧誘を信用しやすい素地を持っていた。

そして，原告らを勧誘した者らは，原告らの上記のような素地を十分知り尽くしており，そのような素地を利用して，原告らが勧誘を断ることができない状況を作成し，あるいは原告らが自ら勧誘に応じるよう仕向けたのである。

(イ) まず，原告らの中で学業成績が優秀な者は，その学年からして上級学校への進学について考える時期であり，「上級学校で勉強できる」という勧誘に弱い立場にあった。すなわち，当時の朝鮮では，日本による朝鮮人差別政策と，男性中心主義を根本とする家父長制という二重の差別により，たとえ学業成績が優秀であっても，女性というだけで，当時の中学校以上の高等教育を受けることが認められない者が多かった。例えば，原告・徐（原告番号8）は，優秀な成績を修めており，中学校への進学を希望していたが，祖父の反対により進学できなかった。

た（甲B 8の2 2頁）。原告・安（原告番号1 2）も、進学を希望していたが進学できなかった（甲B 1 2の2 3頁）。

勧誘は、上記のような成績優秀でありながら進学が許されなかった者や、直前に中学校への入学試験に失敗した者などを狙って行われたものが数多くあった。

（ウ）また、一方で、貧しい家庭の出身者も勧誘の対象として狙われた。こうした原告らは、「お金が稼げる」という勧誘を受けて、働いて家計を助けたいと思ったことが、女子勤労挺身隊への参加を承諾した動機の一つとなっている。原告・成（原告番号1 5）（甲B 1 5の2 2頁）、原告・金（原告番号1 8）（甲B 1 8の2 2頁）、原告・崔（原告番号2 3）（甲B 2 3の2 2頁）などが、貧しい家庭の出身者として狙われた。

（エ）さらに、日本にいる姉を恋しがった原告・金（原告番号1 6）に対しては、「日本へ行けば姉さんに会える」などと甘言を用いて（甲B 1 6の2 3頁）、日本に行くことを決意させている。

（オ）このように、勧誘当時の原告らの生活状況に応じて、勧誘の対象者が自らすすんで応じるように計画的な勧誘がなされていたことが分かる。

イ 勧誘にあたって、事実と異なる甘言が用いられていること

日本人教師らの行った勧誘は、命令口調で参加が強制された原告・李（原告番号6）の例を除いて、いずれも「勉強ができる」「習い事ができる」「お金が稼げる」という点でその内容は共通しており、日本人教師や不二越社員の話のほか、勉強や習いごとの様子を写した映画、写真も活用され、実態とは異なる工場の様子を見せ、工場での作業がごく簡単なものであるかのように説明するなどして、原告らの歓心を買うための手段が講じられていた（甲B 4の2 2頁，甲B 7の2 3頁，甲B 1 2の2 2頁）。

しかし、実際には、被告不二越には、1089名もの少女たちに習い事をさせるような施設も計画もなく、少女たちを通わせる「上級学校」もなかった。強制連行した朝鮮人に対しては、形式的には賃金が支払われていたことになっていたが、実際には強制的に賃金を貯金させられたため、支払われていないも同然であった。仕事は少女にとっては重労働となるものがほとんどだった。原告らは、事実と異なる説明を日本人教師らから受け、それを信じて募集に応じたのであり、まさに欺罔による強制連行であった。

また、原告・全（原告番号7）は、不二越に到着後、最初の3日間だけ習い事をさせてもらったが、その間、工場長が多数の宣伝用写真を撮っていた（甲B7の2～4頁）ことから明らかにおり、習い事は行われたとしてもごく短時間であり、それもさらに多くの少女たちを騙す材料づくりのために行われた。

ウ 両親が反対した場合に、両親に対しても欺罔や脅迫を用いており親の反対の意思表示を事実上無視していること

（ア）勧誘に対して一旦原告らが承諾すると、両親から反対があっても、無視されるかあるいは強引な説得で押さえ込まれた。

例えば、原告・崔（原告番号23）の場合、母親が強く反対し、母親自ら担任の先生に抗議した。しかし、担任の先生は、決まったことは仕方ないと言って母親を執拗に説得し、母親は承諾せざるを得なくなった。

（イ）両親の両方あるいはいずれか一方が反対の意思を示しているにもかかわらず、これを無視して強制連行が実施されているものもある。

例えば、原告・李（原告番号1）の場合、父親が校長に抗議し原告の挺身隊参加を拒否した後も、校長は、原告に対して執拗な勧誘を行い、父親の同意を得ないまま原告を挺身隊に参加させた（甲B1の2～3頁）。

同様に両親の反対の意思を無視して連行した例としては、原告・李（原告番号4）（甲B4の2～3頁）、原告・全（原告番号7）（甲B7の2～3頁）、原告・朴（原告番号22）（甲B22の2～3頁）などがある。

(ウ) 両親が反対しているにもかかわらず、教師等の勧誘者らが、両親に対しても原告本人同様の甘言を用いて欺罔を行い、両親からの同意を取り付けているものもある。

原告らと同様両親に対しても虚偽の甘言を用いた欺罔が行われている例としては、原告・安（原告番号12）（甲B12の2～3頁）、原告・金（原告番号18）（甲B18の2～3頁）、原告・徐（原告番号19）（甲B19の2～3頁）がある。

(エ) 両親が反対しても、役人等による強権的な指示や脅迫により無理矢理参加を承諾させたものもある。当時日本の植民地支配を受けていた朝鮮において、朝鮮の人々が日本政府の指示に従わないことは身体の危険を伴いかねず、役人等による指示は、それだけで十分な強制力を有していた。

例えば、原告・李（原告6）の両親も反対したが面の役人から原告を挺身隊に参加させるよう指示されて従わざるを得なかった（甲B6の2～3頁）。

原告・羅（原告番号11）の場合、母は当初反対したが、里長から不二越に行かせなければ慰安所に送ると脅かされて反対できなくなったという（甲B11の2～2頁）、極めて悪質な脅迫が行われた事例である。

エ 意図的に両親の承諾書が偽造された場合もあること

(ア) 形式的には両親の承諾書が取られていても、両親に対する意思確認がなかった場合もあった。それは、教師が、原告らに対して両親から承

諾書に署名押印をもらうよう指示するのではなく、単に印鑑をもって来るよう指示し、署名押印自体は教師が行っている場合である。このような方法により、単に教師に欺罔された原告らが両親に無断で印鑑を持ち出した場合まで、両親が承諾したものと扱われ、連行が強行されている。

例えば、原告・朴（原告番号21）は、父親には反対されると思い、父親が寝ている間に印鑑を持ちだして教師に届けている（甲B21の2～2頁）。同様の例として、金（原告番号16）の場合がある（甲B16の2～3頁）。

原告・朴（原告番号22）の場合、勧誘にあたった日本人教師は、両親が反対し学校に抗議しているのを知りながら原告に印鑑を持ち出すよう指示しており、意図的に、承諾書を偽造したことが明らかな事例である（甲B22の2～3頁）。原告・羅（原告番号17）の場合は、参加を断ったところ、勧誘にあたった教師らから「あなたの代わりにお父さんを連れて行くことになるよ。」と言われてやむなく無断で父の印鑑を持ちだした（甲B17の2～2～3頁）という、痛ましい事例である。

（イ）また、原告・成（原告番号15）に至っては、勧誘を行った教師が両親の意思を確認しようとした形跡は全くない。同女は学校に行っておらず、ある日自宅にやってきた顔見知りの日本人教師から「いいところがあるから一緒に行こう。」などと誘われて、両親に無断で女子勤労挺身隊に参加したものであり、同女を勧誘した日本人教師は、両親の承諾を全く取ろうとはしていない（甲B15の2～2～3頁）。

オ 空襲により生命を失う危険があることを知らされずに危険な日本に勧誘されたこと

原告らが勧誘された当時、富山の不二越工場の周辺では空襲警報が相次

いでおり、空襲によって生命を失う具体的な危険性があった。

被告らにとってこの事実は既知の事実であり、かつ、原告及びその両親らがこの空襲の事実を知っていれば、いかに不二越において勉強したり賃金を得たりすることができたとしても、不二越に行くことを決意しなかったであろうことは確実である。

ところが、被告らは、原告らに対し、空襲により命を落とす危険があることを一切伝えないどころか、安全な場所であるなどと虚偽を述べて勧誘したのである（甲B18の2 2頁，甲B19の2 2頁）。

そして、原告らが引き返すことなどできなくなった連絡船の上で、初めて空襲があることを教え、空襲に備えた訓練などを行った。

例えば、原告・李（原告番号4）は、「連絡船の上では、空襲に備えた訓練がおこなわれました。日本に空襲があるなどという話は、この時まで聞いていなかったのので、私は怖くなりました」（甲B4の2 3頁）と述べている。原告・林（原告番号9）も、同じく、連絡船において空襲に備えて退避する訓練を受けたと述べている（甲B9の2 3頁）。

被告らが、空襲の事実を原告らに伝えなかったどころか、安全な場所であるなどと虚偽を述べて勧誘したことも、被告らによる勧誘の悪質さ・違法性を示すものである。

カ 全体として誘拐・拉致に等しいと評価すべき行為が行われていること

このように、女子勤労挺身隊員として強制連行された原告らの募集時の状況を分析すると、募集にあたって、虚偽の甘言や強権的指示、脅迫が用いられていない事例はなく、また、原告らが幼い少女であるにもかかわらず、両親らから欺罔や脅迫を用いることなく真意に基づく承諾が取られた事例はない。

虚偽の甘言や脅迫を用いて年端もいかない少女達を両親から引き離し、遠く日本にまで強制連行した行為は、誘拐・拉致と評価するほかなく、極



めて違法性の強い犯罪的行為である。

キ 当時の日本人教員の証言が原告らの陳述を裏付けていること

上記の原告らの被害についての陳述は、当時1943年10月から京城芳山国民学校で教師をしていた池田正枝の手記「二つのウリナラ」（甲A54）によって裏付けられている。

(ア) すなわち池田は、勤務先の芳山国民学校の校長から次のように言われて少女たちを勤労挺身隊に勧誘するよう指示されたと述べている。

「まず、米どころである富山でおなかいっぱいご飯が食べられること。いまの空腹、ひもじさがなくなるのだということ。二番目は女学校の勉強をさせてあげられるということ。富山に行けばあこがれの女学校にいけるのだという約束です。三番目には大きな病院が二つ富山にあり、病にかかったとしても安心できる。異郷にいても安心できるということです。四番目は映画館があり、毎週映画が見られるということ。楽しく暮らせるということです。」（131頁）。

「絶対、指名してはいけませんよ。あくまで、志願するように持って行ってください。」（138頁）。

校長からこのような指示を受けた池田は教室に帰って、「お国のためです。富山県ってお米の産地なの。おなかいっぱいご飯が食べられるわ。女学校の勉強もさせてくれるんだって。病院は大きなのが二つあって、心配ないとのこと。今、病院に行っても薬がないでしょう。富山の方が安心よ。映画館もあるのよ」と「熱弁をふる」った（132頁）。

池田自身、現在は「女学校課程の勉強ができるという向学心につけてこんで応募させたのは、許しがたい詐欺です」と述懐している（137頁）。

(イ) また、池田によれば、芳山国民学校では、普通科6年生と高等科1、

2年生が動員の対象とされていた（134頁）。

（ウ）勧誘を受けた少女の親たちは、一様に「女学校を卒業させるまでは、親のもとにおいてください。」と述べて、動員に反対した。

それに対して池田は「動員人数に足りないと、学校の名誉にも傷がつくと思っ」て、「張り切って家庭訪問を繰り返し」た（135頁）。

（エ）芳山国民学校からは少なくとも合計7名が女子勤労挺身隊に参加し、うち6名は国民学校普通科の6年生であり、卒業式の後1945年2月下旬にソウル駅から不二越へ出発した（144頁）。

このように、原告らの受けた勧誘が学校を上げての組織的な詐欺的なものであったこと、幼い少女達が対象とされていたことは、当時の教員の証言によって明らかにされているのである。

## （2）徴用令書による強制連行

原告・朴（原告番号10）は、徴用令書により強制的に富山の不二越工場まで連行された。この徴用令書に従わなければ、身体を拘束され、留置場等に収監されるため、従わざるを得なかったのであり、文字通りの処罰を背景とした強制連行であった。

当時の朝鮮人には、徴用令書により徴用されれば、過酷な強制労働に従事させられ、生きて故郷に帰ることはできないという意識があった。そのため、徴用令書を受け取った時、原告朴もその家族も生きて再び会うことはできないと思い、嘆き悲しみ、親子で別れの杯を交わす程であった（甲B10の22頁）。

## （3）連行直後に厳しい軍隊式の訓練が行われ、命令への絶対服従が強要されていること

不二越に来てから、原告らの多くは、数日から1か月前後の期間、行進の練習を主な内容とする厳しい軍隊式の訓練を受けた。訓練中に指導に従わないと厳しくしかりつけられ、あるいは、体罰を加えられた。

例えば、原告・崔（原告番号23）は、隊長から「集合！」と号令をかけられたときに、集合に遅れたために、中隊長から平手でぶたれたことがある（甲B23の2～4頁）。この他にも、原告李（甲B1の2～4頁）、原告李（甲B4の2～4頁）、原告羅（甲B17の2～3頁）、などが、軍隊式の訓練の厳しさを述べている。

両親から遠く引き離されて不安な精神状態の下で、到着直後から、指導者の命令に絶対服従を命じられる軍隊式の訓練に従事させられたことにより、原告らは、工場や寮の監督者の指示に従わないことは許されないのだ、という強い畏怖の気持ちを植えつけられたのである。

#### （4）厳しい監視・監督の下に労働が強制されたこと

##### ア 生活は朝から晩まで軍隊式であること

不二越においては、朝から晩まで、生活が軍隊式に統制されていた。寮から職場へ向かうときも、職場から寮へ帰宅するときも、また就寝前にも、原告らが逃亡していないかを確認するため、必ず点呼が行われた。寮から工場への行き帰りには、歌を歌ったり、かけ声をかけながら、列をなして軍隊式に行進することが強制され、個人の行動の自由は厳しく制限された（甲B6の2～5頁、甲B12の2～6頁、甲B18の2～5頁等）。

##### イ 日常的に厳しい監視の下に置かれていたこと

（ア）原告らが暮らしていた寮は、周囲に塀垣があり、入口には管理室と称する監視所があり、常時監視の者がいて人の出入りをチェックしていた。また工場の門の前にも監視の者がいた（甲B16の2～8頁、甲B17の2～4頁、甲B18の2～5頁等）。

さらに、日本人による監視のほかに、原告同士の監視までが行われていた。例えば、原告・李（原告番号1）は「友達や年上の生徒たちの動静や会話内容を監視して、先生に報告しろと言われた。」（甲B1の2～7頁）と述べている。

(イ) 工場での作業中も、「班長」「伍長」などと呼ばれる監視者や工場長が監督にあっていた（甲B1の2 5頁，甲B3の2 4頁，甲B16の2 5頁，甲B17の2 4頁，甲B19の2 4頁等）。

そして，原告らが，仕事を間違えたり，ノルマが達成できなかつたりすると，監視者らによって厳しく叱りつけられ，さらに酷い場合には体罰を加えられることもあった（甲B1の2 5頁，甲B6の2 4頁，甲B7の2 5頁，甲B15の2 4頁～5頁，甲B16の2 4頁，甲B17の2 7頁，甲B18の2 4頁等）。

ウ 外出が厳しく制限され，外部との通信，面会にも制限があったこと

(ア) 原告ら朝鮮人は，会社に無断で外出することは禁止されており，外出が許される場合も，病院に通う，死亡した挺身隊の子を病院に迎えに行き，葬式に参列するなどの特別の事情がある場合に限定されていた（甲B2の2 5頁，甲B4の2 4頁，甲B6の2 5頁，甲B10の2 4頁，甲B11の2 4頁，甲B18の2 5頁等）。やがて，脱走しようとする者が現れると，外出の規制がさらに厳しくなった（甲B7の2 7頁）。

そして，空腹に耐えかねて食べ物を手に入れるためやむを得ず無断で外出する者がほとんどであったが，どのような理由であれ，無断外出が発覚した場合，厳しい叱責や懲罰が加えられた（甲B4の2 5頁，甲B11の2 4頁，甲B12の2 8頁，甲B19の2 7頁等）。

例えば，原告・李（原告番号6）は，1945年5月ころ，家に帰って家族と会いたい気持ちと仕事のつらさのために，一度友人とともに逃亡を図ったが，間もなく警察官に見つかって交番に連れていかれ，警察官から拳骨で殴られ，寮に帰ると「全羅道の恥だ」と同じ寮の者から叱られた（甲B6の2 6頁）。

なお、乙16号証の1～3は、各職場ごとに編成された隊（「京畿軸隊」「慶南軸隊」など）から寮長に宛てた「外出事故報告書」「事故報告書」であるが、その記載内容からして朝鮮人挺身隊員らが外部の人間との工場外での接触はもちろん（乙16の1、2）、同じ工場で働く女性従業員と昼休みの時間に工場付近で接触したこと（乙16の3）すら「事故」として扱われていることが明らかであり、被告不二越提出の書証自体が、当時の原告らに対する管理の厳重さを裏付けているといえる。

（イ）手紙は全て検閲されており、家族への手紙さえ、検閲を受けることなく出すことはできなかった。検閲があるために、手紙の中には元気である旨のありきたりな内容しか書けず、原告らは不二越での仕事や生活について苦痛を感じながらも、それを家族に伝えることは許されなかった（甲B1の2～6頁、甲B4の2～6頁、甲B11の2～4頁、甲B12の2～7頁、甲B16の2～8頁）。

そして、不都合なことが手紙に書かれていると、手紙はそのまま廃棄され、原告らは家族と音信不通の状態にされた。例えば、原告・徐（原告番号19）は、毎月「家に帰りたい」ということばかり書いた手紙を家族に送っていたが、約15か月にわたる原告の連行期間中、家族から返事が届いたことは一度もなかった（甲B19の2～8頁）。

また、原告らの中には、自分で字を書けない者（甲B15の2～5頁）、あるいは、両親が読み書きをすることができないため、家族と手紙のやり取りができない者（甲B18の2～3頁）などがおり、家族と音信不通のまま不安な日々を送らねばならなかった。

（ウ）親戚との面会も、寮の面会室の中で、日本人の監視付きでなければ許されないという（甲B4の2～5頁～6頁）、囚人並みの扱いであった。

エ 作業にノルマがありノルマを達成するまで労働を強制されたこと

原告らには作業量において大人と同等のノルマが課せられ、それが達成できないと、厳しく叱責されあるいは体罰を加えられ、さらに、ノルマを達成できるまで労働を強制された（甲B1の2～5頁，甲B6の2～4頁，甲B7の2～5頁，甲B15の2～4頁，甲B16の2～5頁，甲B17の2～3頁～4頁，甲B18の2～4頁，甲B19の2～4頁，甲B23の2～5頁）。

オ 規律に違反すると暴行や処罰を受けたこと

(ア) 工場においては、規則に違反したり、監督者の指示を守らなかったりすると、単に叱られるばかりでなく、罰が与えられた。

原告・成（原告番号15）の場合、年取った日本人の男性が工場での監督者であったが、仕事が遅いと、早くやれと言われて殴られたり蹴られたりした。また、疲れて居眠りしそうになると、「馬鹿野郎、何を眠るか。」と言われて殴られた。さらに仕事中に泣いているのが分かったと、手をあげた状態で正座させられ、昼食用の三角パンは抜きになるという罰が与えられた（甲B15の2～4頁）。ただでさえ空腹だった原告らにとって、わずかの食事さえ食べられないという罰は、過酷なものだった。

また、原告・金（原告番号18）の場合、タムラ伍長と呼ばれる大柄の日本人男性が監督に当たっており、原告らが仕事を間違えたり仕事のできが悪かったりしたときは、木の棒で肩や背中を叩かれることがあった（甲B18の2～4頁）。

(イ) 寮においても、規則違反をした場合、罰として両手を挙げて長時間廊下に立たされたり正座させられたりした（甲B4の2～5頁，甲B12の2～7頁等）。

さらに、原告ら朝鮮人に対する懲罰は監視者らによって恣意的に行われており、例えば、原告・成（原告番号15）は、寮にいる教師に

「どうしてこんな所に連れてきたのか。」と質問したところ、口答えするといつて叱られて、手を上に挙げたまま廊下に正座させられる罰を受けた（甲B15の2 5頁）。また、原告・崔（原告番号23）は、みそ汁にご飯を入れて食べてはいけないという規則を守らなかったというだけで、食事の時間1時間の間、食堂の外で立たされたりした（甲B23の2 6頁）。

カ 日本人に逆らえば帰郷できないという気持ちに原告らが追い込まれていたこと

両親から引き離され、遠く日本にまで連行されてきた原告らにとって、一番の望みは早期に無事に帰郷することであった。

しかし、幼い少女であった原告らにとって、地理も分からない日本から所持金もない状態で自力で帰郷することは不可能であり、帰郷のためには日本人の力を借りるほかなかった。このため、原告らは、日本人に逆らえば、帰郷できなくなるのではないかという不安を強く感じていた。

さらに、日本人の監督者らは、言うことを聞かないと原告らを帰郷させないと述べて脅迫しており、このため原告らは、監視者らを変えていた（甲B18の2 5頁）。

#### (5) 原告らが強いられた困難な生活について

原告らは、食事、入浴、暖房等の日常生活の生活環境について、以下に述べるように、極めて劣悪な環境を強いられた。

##### ア 食事

原告らの食事は、おおむね、朝食は麦飯1碗、たくわん2切れ、みそ汁1杯、昼食は三角パン2、3枚、夜もおかずは1品で、魚や肉などは出たことがなく、食べ盛りの原告らにとっては、非常に少ないものであった（甲B1の2 6頁、甲B6の2 5頁、甲B7の2 6頁、甲B9の2 4頁、甲B12の2 6頁、甲B15の2 5頁、甲B19の2 6頁、

甲B20の24頁等)。

朝食が少なく、昼食の分として渡されたものまで、朝のうちに食べてしまっているほどである(甲B4の26頁, 甲B18の24頁, 甲B21の24頁, 甲B23の26頁等)。

そのため、前述したように、外出が禁じられており、規則を破って外出すれば厳しい罰が与えられることが分かっているにもかかわらず、周辺の日本人から食料を入手し、あるいは、外に生えているセリやヨモギなどの野草を摘んで食べるために、無断で外出した者もいた。そして、野草を食べたために、病気になった者もいた(甲B16の26頁, 甲B17の24頁, 甲B22の24頁)。

原告らは、一様に、食事の量が少なかったことを、挺身隊での体験の中で最も苦しかったことの一つとしてあげている。

#### イ 寒さ

朝鮮ではどこの家庭でもオンドルという床暖房があり、冬でも家の中は暖かい。

しかし、原告らが生活していた寮には暖房が全くなく、厳冬の時期(なお1944年から1945年にかけての富山の冬は豪雪であり寒さも厳しかった。)においても、布団一枚で寝るしかなかった。そのため、原告らは、2人で一緒に寝ることによって布団を2枚にするなどして、冬の富山の厳しい寒さをしのいだ(甲B1の26頁, 甲B2の24頁, 甲B7の27頁, 甲B10の24頁, 甲B14の24頁, 甲B16の26頁, 甲B20の25頁等)。

寒さの厳しさについて、例えば、原告安(原告12)は、「寄宿舍には、こたつ、ストーブといった暖房施設はまったくありませんでした。それなのに雪は軒まで積もり、本当に寒かったことをよく覚えています。それなのに支給された寝具は敷布団とカーキ色の毛布1枚ずつでした。…これだ



けでは寒くて寝られるはずがありません。それで友人と抱き合って寝ました。友人と寝ると友人の布団と毛布も使うことができました。…それでも空腹と寒さで眠れないことがしばしばありました」と述べ（甲B12の27頁）、また、原告徐（原告19）は、「あまりの寒さのため手足に凍傷ができ、腫れ、冬の間はずっと手足がかゆいままでした。しかし凍傷になったからと言って、治療してもらえたわけではなく、冬の間ずっと我慢しなければなりませんでした。」と述べている（甲B19の26頁）。

このように、毎日重労働を強いられ、また飢えに悩まされただけでなく、厳しい寒さに苦しめられた原告らの生活は過酷極まりなかった。

#### ウ 入浴

また、原告らは、入浴ができなかったことも述べている。

若い女性の原告らにとっては、入浴ができないこともまた耐えられないことであった。原告らは、入浴ができなかったため、身体は洗面所の水で洗っていたと述べている（甲B1の26頁、甲B4の26頁、甲B6の25頁、甲B18の24頁等）。

重労働を強制された者に、入浴の機会がほとんど与えられなかったことは、衛生状態が極めて劣悪であったことを示している。

### (6) 劣悪な労働条件と労働災害、病気等について

#### ア 長時間の重労働、深夜労働

原告らは、最も短い者でも1日8時間（昼食休憩含む）、長い者では12時間以上にわたり、工場に拘束され、ミーリングや旋盤による切削作業、研磨作業などの重労働に従事させられた。

また、原告らのうち1944年5月から7月に連行された原告らの多くが、「赤番、青番」と呼ばれる2交替制勤務に組み込まれ、1週間交代で夜勤を強制されていた（甲B1の25頁、甲B2の26頁、甲B3の25頁、甲B7の25頁、甲B12の26頁、甲B19の25頁、

甲B20の2 4頁，甲B22の2 5頁）。

なお，被告不二越も，被告不二越の勤務態勢は昼勤が午前8時から午後6時まで，夜勤は午後8時から午後6時までで，しかも実際には早出や残業が頻繁にあつて，原告らの労働時間は12時間労働が常態化していたことを認めている（被告不二越答弁書5頁）。

こうした労働条件は，若い原告らにとって著しく過酷なものであった。

#### イ 劣悪な労働条件

以下に述べるとおり，原告らのほとんどは，作業中に手が機械に巻き込まれたり，鉄くずが顔や目にあたるなどして負傷している。

これは，原告らの作業環境が極めて危険なものであったこと，そして，そのように極めて危険な作業環境において，労働することを強制されたことを示している。

例えば，原告・全（原告番号7）は「機械に油を差すとき，パイプを使って口で油を吸い込み，十分な分量の油を吸い込んだら，パイプの口をふさいで油が元に戻らないようにするのですが，口で油を吸い込みすぎて，油を飲んでしまったことがよくありました。このため，喉を痛め，冬は咳がひどくなりました。」（甲B7の2 5頁～6頁）と述べている。

原告・金（原告番号18）は「時々旋盤から鉄屑が飛んできて目に入ったり」したと述べている（甲B18の2 4頁）。

原告・徐（原告番号19）は「10キロくらいある部品を運ぶとき，重くて支えられず，旋盤の機械の台の上に落としてしまい，手のひらを上に向けた状態の右手を，その部品と機械の台の間に挟んだことがありました。この時，皮膚が裂けて骨が見えるような状態になった部分もあり，また，内出血により皮膚が黒くなりました。」「仕事中に火花が目の中に入ったこともありました。…目が痛いと言うと，工場内の医療室に連れていかれました。しかし，医者は目に何の異常もないと言って，全く治療もしてく

れず、薬もくれませんでした。…しかし、目の痛みは全く治まらず、私が、目の痛みに耐えられずに仕事を休んだりすると、工場長は、怠けていると言って私を叱りました。結局、目の痛みは1週間ぐらい続き、その間は涙が止まりませんでした。」（甲B19の2 5頁）と述べている。

原告・朴（原告番号21）は「機械を拭き上げる作業をしているときに布と一緒に手が巻き込まれ、人差指が切れて落ちかけ、指を8針ほど縫う怪我を負いました。」（甲B21の2 4頁）と述べている。

原告朴（原告22）は「作業中に金属棒の熱い切り屑が親指に刺さり、親指が化膿してしまい、2回も手術しなければなりませんでした。作業中に怪我をすることは日常的なことでした。」（甲B22の2 5頁）と述べている。

#### ウ 治療の不十分さ

また、原告らは、負傷したり病気にかかったりしても、まともな治療を受けることはもちろん、仕事を休むことさえ許されなかった（甲B1の2 5頁、甲B3の2 5頁、甲B6の2 5頁、甲B7の2 6頁、甲B14の2 5頁、甲B15の2 5～6頁、甲B19の2 5頁、甲B23の2 5頁）。

特に、原告・全（原告番号7）は「工作中、月を見ながら、母のこと、故郷のことを思い出してぼんやりしてしまい、そのため、機械のベルトが外れて、左手の薬指と小指を切る怪我をしたことがありました。血がかなり流れ出したので、タオルで指を押さえて、そのまま病院に連れて行かれ、そこで3針縫う手術を受けました。糸を抜くことができたのは1週間後だったのですが、仕事は怪我をした翌日からしなければなりませんでした。」（甲B7の2 6頁）と述べている。原告全は、当時14歳であった。14歳の少女が、親元から離れて暮らせば、故郷のこと、親のことを想うのは至極当然である。しかし、夜勤で、少しぼんやりしただけで指を

切断してしまうような危険な作業環境において労働を強制され、まともな治療を受けることも休むことも許されなかったのである。

原告全の体験は、原告らが置かれていた状況がいかに過酷なものであったかを示している。

エ 労働災害、病気が原因で死亡した者さえいたこと

(ア) 以上に述べたとおり、危険な作業環境と、まともな治療を受けることができなかったことに加え、前述のような乏しい食事、厳しい寒さ、衛生状態がよくなかったこと、等の労働条件の劣悪さにより、労働災害による負傷や劣悪な労働条件に伴う病気により死亡した者や、そのような労働環境に耐えられずに逃亡した者もいた。

(イ) この点、入社直後に逃亡した者が3名いたことは乙24号証201頁にも記載されている（なお、朝鮮人女子勤労挺身隊員1089名のうち、乙25号証「朝鮮人労務者調査の件」には沙里院への転勤者数が432名と報告されており、これに乙40号証朝鮮人労務者調書に記載された戦後の帰国者595名を合計しても1027名にしかならないことから、少なくない数の死亡・逃亡が生じていたことが窺われる。）。

(ウ) さらに、例えば、原告らの中には、自分がジフテリアやチフスにかかった者や、仲間がそのような病気にかかったことを目撃していた者がおり、病気のために仲間が死亡したことも記憶している（甲B4の25頁、甲B9の24頁、甲B17の24頁）。また、病名は明らかでないが、原告・成（原告番号15）は「不二越にきてから2か月ほど経ったころ、私は疲れ果てて、熱病になって倒れました。倒れる前から体調が悪く食欲もない状態が続いていましたが、そんなことも言っておられず働き続けました。…バランスを崩してしまい、床に倒れたのです。そのまま20日間ほど入院しました。…私も、非常に高い

熱が続いて、あまりに具合が悪くて毎日泣いていました。頭の毛がすっかり抜けてしまいました。」(甲B15の2 5頁)と述べている。

(エ) なお、毎日新報記事(1945年10月27日付, 甲A55)は、「女子挺身隊たち帰国 大部分皮膚病で不健康」と題する記事を掲載し、その中で「帰って来た乙女たちを見ると、日本の官庁の宣伝とは全く異なり、顔は言葉にならないほどやせて、その上熱病にかかり毛髪が全部抜け落ち、全部が(2字不明)始めとして見るからに残酷なほどに皮膚病にかかり」と報じており、劣悪な労働条件の中で健康を害して帰国したものが多かったことを伝えている。この記事の内容は上記原告成の症状とも一致している。

原告らが置かれていた状況がいかに過酷なものであったかは、以上の事実からも明らかである。

#### (7) 空襲について

ア 原告らが空襲によって死ぬかもしれないという恐怖を感じたこと

(ア) 原告らのほぼ全員が強く訴えている被害として、空襲により、異国の地において、両親・家族に会うこともなく死んでしまうかもしれないという恐怖を感じたことがある。

例えば、原告・安(原告番号12)は、「勤務中、空襲警報がよくあり、その度に防空頭巾を被って避難しました。サイレンの音に驚かされ続けました。1日2, 3回はあったと思います。その度に心臓がバクバク鳴り、夜も眠れませんでした。両親に会うこともなく、死んでしまうのではないかと思いました。飛行機の音に恐怖を感じました。」(甲B12の2 8頁)と述べている。

原告・朴(原告番号10)は、空襲の様子やその時の気持ちについて以下のように詳細に述べている。

「空襲は、1日に何度もありました。特に食堂に配属された後に空

襲が多くなりました。夜に空襲があると焼夷弾で昼間のように明るくなりました。空襲警報が鳴って海の中に入って隠れたこともありました。その時その近くに爆弾が落ち、本当に死ぬかと思いました。

ある時、食堂から350メートルほど離れたところに大きな爆弾が落ちました。逃げて隠れていましたが、爆風で食堂の壁が壊れ、割れたガラスが飛んできて、左足の裏をけがをしました。今も傷跡が残っています。その時、治療は受けていません。薬はなかったし、近くに病院もありませんでしたし、病院へ行くということは思いもよらないことでした。今も怪我をしたところを押すと痛いのです。

8月の空襲では、B29が10機ぐらい来て、爆弾をたくさん落としました。1時間で市内が全滅するかと思うような激しいものでした。私はもう怖くて、水の中に隠れたぐらいです。はじめに焼夷弾が投下されました。空襲は何回もあり、その度に防空壕に逃げました。

あまりに怖くて、いまだに空襲の夢を見ます。思うだけで恐怖を感じます。」(甲B10の2 5頁)。

また、原告・金(原告番号16)も、空襲の様子やその時の気持ちについて以下のように詳細に述べている。

「私が不二越に来てから、毎晩のように空襲警報が鳴り、一晩に2回空襲警報が鳴ることも珍しくありませんでした。空襲警報が鳴るたびに、掛け布団をかぶって外に逃げました。冬には、逃げるときに、周りがよく見えず、雪に埋まったことがありました。また田んぼで転んで、右膝をすりむいたこともありました。

逃げ出すたびに、両親に会えず、姉にも会えないまま死ななければいけないのかと思って、いつも恐怖を感じていました。…(中略)…このような経験は13歳の私にはとても辛いものでした。今でも私は空襲警報が鳴ったときのことを生々しく思い出します。空襲のことを

夢に見て、夜中に起きることもあります。」(甲B16の2 8頁)

その他、同様の趣旨の原告の陳述は数多くある(甲B1の2 6頁, 甲B3の2 7頁, 甲B6の2 6頁, 甲B7の2 7頁, 甲B8の2 4頁, 甲B14の2 5頁, 甲B15の2 6頁, 甲B17の2 5頁, 甲B18の2 5頁, 甲B19の2 8頁, 甲B21の2 5頁, 甲B23の2 7頁)。

(イ) 当時の空襲警報・警戒警報の発令状況を記載した富山県舟橋村役場作成の防空日誌(甲A56)にも、昭和44年5月以降警戒警報が発令されるようになり、昭和45年4月以降その頻度が増して、同年5月には深夜に警報が発令されることが多くなり、同年7月終わりころから8月にかけて1日に何度も警報が発令されている様子が記録されており、原告らの陳述には客観的な裏付けがある。

また、中山伊佐男「ルメイ・最後の空襲 米軍資料に見る富山大空襲」には、アメリカ第20航空軍によって作成された爆撃目標として「不二越鋼材工場一目標番号90. 11-941」が指定され目標地図が作成されていたことが米軍資料によって明らかにされている。

富山の中でも、不二越工場は軍需工場として真っ先に攻撃目標となる危険な場所だったのである。

(ウ) このように、原告らが、両親・家族に会うこともなく異国において死ぬかもしれないという恐怖を感じたことも、何も知らされないまま、空襲にさらされている危険な場所に強制連行されたことによる被害といえる。

教師らから「富山の方が安心」(甲A54＝「二つのウリナラ」)などと欺罔された挙げ句、朝鮮では経験することのなかった空襲警報・警戒警報に日夜おびえ続けた原告らの恐怖と失意のほどは、想像にあまりあるものである。

イ 空襲警報・警戒警報によって避難を強制され睡眠不足のまま労働を強制されたこと

また、原告らは、前記のように頻繁に繰り返された空襲警報・警戒警報のため、深夜に避難することを余儀なくされ、ほとんど睡眠をとることもできなかつたにもかかわらず、翌日は、通常通り早朝から労働することを強制された。そのため、原告らは、睡眠不足のまま働かざるを得ず、その結果、作業中に居眠りしてしまい、監督者の日本人から厳しく叱られたり、居眠りのため作業中に事故に遭うこともあった。

例えば、原告・李（原告番号4）は、以下のように述べている。

「1945年8月の終戦の数か月前から、ほとんど毎日のように空襲警報が鳴りました。空襲警報が鳴ると、工場から歩いて1時間ほどの田圃に逃げるのです。防空ずきんをかぶって、リュックサックを担いで避難しました。リュックの中には洗面道具や服などが入れてありました。仕事をしていた時も、夜も空襲警報が鳴りました。…（中略）…毎晩のようにそんなことを繰り返すうち、寝不足で眠くてたまらなくなりました。

そんなころ、あまりに眠くなって、空襲が来ても気がつかず、防空ずきんをかぶったまま寝ていたこともありました。作業中にも眠くなることがあって、実際に作業中に居眠りしていました。」（甲B4の2 7頁）

また、原告・金（原告番号16）も、「（空襲から）一度逃げてから寄宿舎に戻っても、なかなか寝付くことができず、また、すぐに起床する時間になり、ほとんど寝ることができないまま、工場に出勤することがよくありました。」（甲B16の2 9頁）と述べている。

その他、同様の趣旨の原告の陳述は数多くある（甲B6の2 6頁、甲B7の2 8頁、甲B15の2 6頁、甲B17の2 5頁、甲B18の2 5頁、甲B19の2 8頁、甲B22の2 5頁、甲B23の2 7頁）。



このように、睡眠不足のまま過酷な労働を強制されたことも、何も知らされないまま、空襲にさらされている危険な場所に強制連行されたことによる被害といえる。

#### (8) 帰国後の生活について

ア 原告らは、やっとの思いで故郷に帰ることができたものの、女子勤労挺身隊にいたという経歴が原因で、帰国後もさらに酷い被害を受けた。

その中でも、全ての原告らを苦しめた最大の被害は、韓国において「挺身隊」と「慰安婦」という言葉・概念が明確に区別されることなく混同されて使用されてきたため、原告らが軍隊慰安婦と誤解されることをおそれて、自らの被害の実態を明らかにし、補償を求める声を上げることもできない状況に追い込まれていたことである。

さらに、原告らの中には、自らが女子勤労挺身隊にいたことが夫などに発覚したことによって、それまでの幸せな家庭生活が破壊され、離婚などに追い込まれた者もいた。

これらは、いずれも、女子勤労挺身隊として強制連行されたことによる被害であるということができる。

イ 原告らは、陳述書の中で、軍隊慰安婦と女子勤労挺身隊との混同があったために、女子勤労挺身隊として不二越まで連行され労働を強制された事実を家族にさえ話すことができなかつた心情について、以下のように述べている。

##### (ア) 李（原告番号4）

帰国後は、みんな不二越に行ったことを言わないようにしていました。慰安婦と挺身隊は同じと思われていたからです。私は1951年に結婚しましたが、夫には、挺身隊に参加したことは結婚の後に言いました。子供には未だに言っていない。韓国では「挺身」という言葉自体が、体を捧げるという受け取られ方が強いのです。

それでも、不二越で働いたことはずっと精神的な重荷となっていました。いつも心のどこかに引っかかっているのです。自由にやりたいことができなかつた生活を強いられ、戦後は一番仲のよい友達にも自分が挺身隊に行っていたことを言えませんでした。不二越のことは、誰にも言えない過去として心に残っています（甲B4の2 9頁）。

(イ) 全（原告番号7）

しかし、私の不二越での経験は、周囲の人になかなか話すことができませんでした。「挺身隊」と言えば従軍慰安婦のことだと、同胞に誤解されるからです（甲B7の2 10頁）。

(ウ) 徐（原告番号8）

結婚後も夫に挺身隊のことは話せずにいました。韓国では挺身隊と慰安婦の区別がついていないので、挺身隊のことがわかると大変な差別の目で見られるのです。1年ほど前によく夫にだけ話しましたが、子供たちには未だに話せずにいます（甲B8の2 4頁）。

(エ) 羅（原告番号11）

私が不二越で働いていたことは帰国後誰にも話ませんでした。当時の写真も隠していました。1999年に、この件が話題になったときに、初めて夫に話しました。つまり、99年に新聞で挺身隊と慰安婦とをはっきり区別した上で挺身隊の人は申告しましょうという好意的な報道がなされたときにはじめて夫に話したのです（甲B11の2 5頁）。

(オ) 金（原告番号18）

韓国に帰ってからは、韓国の人々は皆、挺身隊と聞けば慰安婦のことだと思ってしまうので、両親以外には誰にも挺身隊のことを話すことができませんでした。一緒に挺身隊に参加した友達と会ったときですら、お互いに挺身隊の話はしないようにしていました。私は20歳のころ

に結婚しましたが、夫や子供にも、ずっと長い間挺身隊のことを話すことができませんでした。今から10年ほど前に、初めて挺身隊に参加していたと話すことができました（甲B18の2 6頁）。

(カ) 朴（原告番号22）

私は、女子勤労挺身隊として日本に渡ったことを、夫にも子どもにも周囲の人間に一切秘密にしてきました。その理由の1つとして、日本に渡ったらみんな「慰安婦」になると言われていたことがあります（甲B22の2 7頁）。

ウ また、原告らの中には、女子勤労挺身隊にいたことが夫に知られてしまい、軍隊慰安婦をしていたのではないかと疑われ、「汚い女」と言われたり、夫が妾を作り別居されたり、離婚されたりするなど、現実に不当な扱いを受け、虐げられた者も多数いた。

(ア) 成（原告番号15）

不二越から帰ってから2年ほどして、17歳の時に結婚しました。夫は商売をしていました。私は、恥ずかしいこととは思わなかったから結婚のときも日本に働きに行ったことを夫に教えていました。

ところが、23歳の時、夫が挺身隊のことをラジオで聞いて、「お前も慰安婦だったんだろう。汚い女だ。」と言って、私に暴力を振るうようになりました。子供を一人産んだ後のことでした。

以後、夫は外に妾の女性を作って、その人の家と私のいる自宅との間を行ったり来たりするようになりました。妾の女性にもたくさん子供が生まれ、私も4人子供を産みました。夫がお金をくれないので、私が働いて、美容院をしたりして苦労しました。今も夫とは離婚はしていませんが、別居状態が続いています。

私は、当初友人にも日本に働きに行ったことを話していましたが、そのことによって慰安婦と勘違いされたこともありました。

そんな経緯もあって、子供達には挺身隊のことは知らせませんでした。最近になってようやく子供達に私が挺身隊に参加していたことを知らせました。訴訟の提訴のとき、富山に行く前に話をしたのです。慰安婦ではないんだと言うことと、工場で働いたのだということ話を話してあげましたが、子供達は絶対そんなことを他人に言うなと言っていました。近所の人にも挺身隊の話はしていません。

私以外の挺身隊参加者も、他人には挺身隊の話をしませんでした。なぜなら、幼いころに日本に行っただと言え、世間では皆慰安婦だと思われるからです。それで、話しませんでした（甲B15の2 7頁）。

(イ) 金（原告番号16）

そして、19歳の時に、警察官の夫とお見合い結婚をし、その夫との間で男の子2人、女の子1人の、3人の子供を出産しました。

しかし、私が28歳の時、夫がどこで何を聞いてきたのか、私が「『挺身隊』に行ってきた」と疑うようになり、私に向かって「汚い女」と言って殴るようになりました。そして、別の女性をつくり、喧嘩が絶えなくなりました。

つまり、夫は、私が「『挺身隊』として日本に行った」ことを、従軍慰安婦として行ったのだと思い込んだのです。私は、何度も従軍慰安婦とは違うということを説明したのですが、夫は、私の言うことを聞いてくれませんでした。夫が私を何回もいじめるので、私は、それに耐えられなくなり、35歳の時に、夫と離婚しました。

私は、これまで、日本に行って働いたことを子供達に話すことはできませんでしたが、数年前にやっと話すことができました。挺身隊として働いたという事実は、韓国では、肉親に話すことさえもためらわれるくらい、従軍慰安婦と混同されており、誤解を受けることなので、

ずっと話せなかったのです（甲B16の2 10頁）。

(ウ) 羅（原告番号17）

千辛万苦の果て、私は帰国し結婚しましたが、夫はどうして知ったのか、私が不二越へ行ったことがばれてしまいました。夫は、私を「淫らな女」と言いながら、ひどく蔑視しました。韓国では「慰安婦」と「挺身隊」の区別がされていないため私が軍人に蹂躪されたものだと思っているからです。さらに夫は、別の女性を得て、今でもその女性と生活しています。それでも私を自由にさせず今も虐待しています。現在も夫は私のことを「慰安婦」だだと思っており、いくら説明しようとしても頭から聞こうとしません。息子までも父と同じように私の過去を良く思っていない。

私は、日本のために人生を台無しにしました。今でも、この蔑視を受けながら、話もできずに生きている私の身の上は、まさに日本のせいなのです（甲B17の2 6頁）。

エ 以上に述べたとおり、原告らは、女子勤労挺身隊として強制連行された経歴が原因となって、故郷に帰国した後でさえ、さらなる被害を与えられ苦しめられたのである。

オ そして、これらの戦後の被害も、紛れもなく被告らによって引き起こされたものである。

(ア) すなわち、そもそも「挺身隊」という言葉を生み出し、朝鮮半島において盛んにこれを喧伝したのは被告国である。甲A58記事リストからは、当時多数の新聞記事において「挺身隊」の言葉が流布されていたことが分かるが、挺身とは身を捧げるという意味であり、慰安所や慰安婦に関する記事や広告が堂々と新聞紙上に掲載される当時の朝鮮の状況下においては、「挺身隊」と「慰安婦」との間に混同が生じることは十分予測し得たことである。

(イ) そして、実際に、「挺身隊」として募集された者の一部が「慰安婦」とされた例のあることも、このような混同を助長するものであったといえる。

女子勤労挺身隊員として被告不二越に動員されて脱走した後軍隊慰安婦とされた姜徳景<sup>カントッキョン</sup>（甲A60＝松代集会報告集，甲A61＝北日本新聞記事（1992年9月4日付））のような事例の存在が、混同を広める要因となったことは明らかである。

(ウ) そして、被告国は、早くから混同の存在を知りながらこれを放置してきた。

1944年6月に朝鮮総督府が作成して閣議に提出したといわれる「朝鮮総督府部内臨時職員設置制中改正ノ件」（甲A24号証の2）には「未婚女子ノ徴用ハ必至ニシテ中ニハ此等ヲ慰安婦トナスガ如キ荒唐無稽ナル流言巷間ニ伝ハリ此等悪質ナル流言ト相俟ツテ労務事情ハ今後益々困難ニ赴クモノト予想セラル」とあり、朝鮮半島における女子勤労挺身隊の動員開始後間もなく、朝鮮において女子勤労挺身隊と軍隊慰安婦との混同が広まっていたことが明らかである。

被告国は、自ら「挺身隊＝慰安婦」という混同を生じる原因を作りながら、こうした事態を戦中も戦後も放置していたのであり、その責任は極めて重い。

## 2 日本人の女性の勤労働員との違い

被告不二越は、「会社において朝鮮半島出身の労働者を特別に差別して過酷な労働条件下に置いたり、監禁・虐待したといった事実はない」旨主張するが（被告不二越答弁書3頁）、以下に述べるとおり、原告らに対する強制連行・強制労働が日本人女性の勤労働員とは大きく異なっており、極めて差別的な虐待に他ならないことは明らかである。

(1) より若い少女らが対象とされたこと

ア 原告らの年齢分布

女子勤労挺身隊に参加した原告らの強制連行当時の年齢の分布をみると、以下のとおりである。

12歳	4人(18%)
13歳	7人(32%)
14歳	6人(27%)
15歳	3人(14%)
16歳	1人(5%)
19歳	1人(5%)

このように、女子勤労挺身隊に参加した原告らのうち、14歳以下のものが4分の3を占めており、平均年齢は13.8歳である。

しかも、当時の朝鮮では、学齢に達してもすぐに学校に通わず、遅れて国民学校(現在の小学校にあたる。)に入学するものが多く、原告番号2朴及び原告番号20柳を除けば全員が国民学校を卒業する前後1年以内に勧誘を受けている(国民学校普通科6年生が組織的な動員の対象になっていたことは既に述べたとおりである。第1の1(1))。

イ 日本人女性の年齢、学年

これに対して、当時不二越に動員された日本人女性は、「女子勤労報国隊」「女子勤労挺身隊」に組織されていたが、何れも当時の高等女学校卒業生(16歳以上。)や専攻科在學生(16歳～19歳)、または高等女学校3、4年生(14歳～16歳)で組織されていた(甲A62＝「1944年の学校制度」)。乙17号証の2「不二越」の「女子勤労報国隊の感想談を聴く」の記事でも、取材を受けた女子勤労報国隊員の年齢は18歳から22歳となっている。また、乙17号証の1「お嬢さんも総進軍工場に頼母しい奮闘」の記事及び乙18号証の1「緋手にたぎる愛国の血

潮 女子挺身隊，報国隊活躍」の記事でも，滋賀県からの女子勤労報国隊及び富山市からの女子勤労挺身隊の大半が「女学校出身者」と記載されている。）。

しかも，日本人の場合には，小学校卒業前後1年以内の少女が親元から引き離されて動員されることはなかった。

したがって，原告ら朝鮮の少女に対する動員は，明らかに，日本人の女性よりも，年齢的にも学年においても幼い少女を対象にした点で差別的なものであった。

(2) 勧誘にあたって欺罔や脅迫が用いられていること

原告らが受けた勧誘が，欺罔や脅迫によるものであったことは，既に述べたとおりである（第1の1（1））。原告らに用いられたような欺罔や脅迫が，日本人女子勤労挺身隊動員の際に行われたという報告は皆無である。

(3) 労働・生活条件にも大きな違いがあること

ア 夜勤が強制されていたこと

原告らのうち1944年5月から7月に連行された原告らの多くが，「赤番，青番」と呼ばれる2交替制勤務に組み込まれ，夜勤を経験しており，幼い原告らにとって，極めて過酷な労働条件が強制されていた（甲B1の2 5頁，甲B2の2 6頁，甲B3の2 5頁，甲B7の2 5頁，甲B12の2 6頁，甲B19の2 5頁，甲B20の2 4頁，甲B22の2 5頁）。

これに対して，日本人の女性については，ごく一部の志願者を除いて夜勤の対象とはなっていなかった。

イ 帰宅を許されず，行動の自由が著しく制限されていたこと

原告らについては，朝鮮に帰ることは許されなかった。多くの原告が教師らに対して朝鮮に帰りたいと訴えたが，何れも聞き入れられなかった。

当時まだ幼い少女が，短い者でも8か月，長い者では15か月もの間，



家族から引き離され、海を隔てた日本で暮らすことは、大変な精神的苦痛を伴うものである。

乙24号証「不二越二十五年」（乙24）201頁には、朝鮮からの女子勤労挺身隊員3人が入社直後に逃亡を図ったとの記載がある。故郷から海を隔て、地理も十分分からない日本国内で逃亡すること自体、幼い少女にとっては想像を絶する恐怖を伴うことであるが、そのような恐怖を乗り越えても何とかして故郷に帰りたと思う者が出たこと自体が、少女達にとって不二越への強制連行がいかに過酷であったかを雄弁に物語る事実である。

また、原告らについては外出の自由が厳しく制限されていたことは、既に述べたとおりである（第1の1（4））。

これに対して、日本人女性の場合は、休みの日には帰宅が許されており、帰宅した女性達は、家族との団らんを楽しみ、また不二越に戻ってくる際には実家から様々な食料を調達してこることができた。

幼い少女達に対し、長期間にわたり家族と全く会えない生活を強要され、行動の自由を著しく制限されていた点においても、原告ら朝鮮の少女達に対する動員の方が過酷なものだったといえる。

ウ 「工場事業場ニ対スル中等学校低学年並国民学校高等科児童ノ勤労働員ニ関スル件」等の通達における扱いとの相違

(ア) 文部省は、1944年7月24日付通達において、それまで勤労働員の対象外とされていた男女中等学校低学年（2年以下）及び国民学校高等科の児童を動員の対象とすることを定め、この方針は1944年8月16日付閣議決定「昭和十九年度国民動員計画策定ニ関スル件」においても確認された（甲A63）。これを受けて、文部省は、1944年9月7日付で「工場事業場ニ対スル中等学校低学年並国民学校高等科児童ノ勤労働員ニ関スル件」と題する通達を出した（甲A64）。

また、富山県もこれらの決定・通達を受けて、1944年9月30日付で富山県内政部長が地方事務所長，市長，学校長宛に「国民学校高等科児童及中等学校低学年生徒工場事業場勤労働員ニ関スル件」と題する通達を出している（甲A65）。

ところが，原告らに対する取り扱いは，以下の点においてこれらの通達と相違するものであった。

(イ) 深夜勤は中等学校3年以上のものしか対象にならないとされていた。

富山県の通達でも「深夜作業ハ之ヲ課セザルコト」として中等学校低学年児童らの夜勤の禁止を明記していた。

しかし，原告番号1李，（12歳，中等学校1年相当），原告番号3張（14歳，中等学校2年相当），原告番号7番全（14歳，中等学校2年相当），原告番号12安（13歳，中等学校2年相当），原告番号22朴（14歳，中等学校2年相当）らのように，それより若い原告らについても夜勤が強制されており，上記通達にも違反した児童虐待ともいふべき強制労働が行われていたことが明らかである。

(ウ) 作業時間は1日8時間（食事休憩1時間を含む）を標準とすると定められていた。富山県の通達では「作業時間ハ1日8時間（食事休憩等概ネ1時間ヲ含ム）ヲ標準トスルコト但シ臨時必要アル場合ニハ1月中10日以内ニ於テ1日ニ付2時間ノ残業ヲ課スルコトヲ得ル」とされていた。

しかし，被告不二越の勤務態勢は昼勤が午前8時から午後6時まで，夜勤は午後8時から午後6時までで，しかも実際には早出や残業が頻繁にあって，原告らの労働時間は12時間労働が常態化しており（被告不二越答弁書5頁），若い原告らに規定の時間をはるかに超える長時間労働が強いられていたことが明らかである。

(エ) 上記文部省通達では「生徒児童ノ配置ハ通勤ヲ原則トス」とされていた

た。但し、この点は富山県の通達では不二越に配慮したのか「出勤する生徒児童は通勤を建前とす但し受入側に於て宿舎施設等完備する場合に限り教職員付添の上宿泊勤務せしめ得ること」として文部省の通達の基準を大幅に緩和している。

しかし、実際には日本人の低学年女生徒らが宿泊勤務させられることはなく、専ら原告ら朝鮮人女子勤労挺身隊のみが宿泊勤務を強制されたのである。

以上のとおり、原告らに対する取り扱いは、当時の文部省や富山県の通達からしても過酷であり差別的なものであったことが分かる。

#### (4) 帰国後の生活について

日本人女性の場合、勤労働員体験について、戦後になって軍隊慰安婦と混同されるのを恐れて隠さねばならないという精神的苦痛を生み出すことはなかった。

これに対して、既に戦時中から、朝鮮においては「挺身隊＝慰安婦」という誤解が広まっており、原告らのうちの多くの者が、このような誤解を避けるために夫や子どもにも女子勤労挺身隊参加の事実を隠さなければならないという精神的苦痛を味わい続けたことは、既に述べたとおりである（第1の1の(8)）。

#### (5) 小括

このように、原告らに対する強制連行・強制労働は、当時の日本人女性の勤労働員と比較してもはるかに大きな苦痛と過酷な条件での労働を強いる差別的なものであり、戦時の社会状況を理由に合理化できるようなものでないことは明らかである。

### 第2 本件強制連行・強制労働の違法性

#### 1 拉致・監禁に等しい強制連行・強制労働の顕著な違法性

既に第1の1で述べたとおり、被告らが原告らに加えた本件強制連行・強

制労働は、幼い原告らを拉致・誘拐して監禁して長時間の重労働を強制したに等しく、その違法性は明らかである。

すなわち、本件強制連行は、直接の連行の手段として欺罔や脅迫が用いられていたことにおいても、また、日本が朝鮮に対して野蛮で強権的な植民地支配を継続していた状況下で、日本の政府機関や学校関係者によってなされた連行である点においても、幾重にも原告らの自由な意思を蹂躪するものであったといえる。

当時未だ幼い少女であった原告らにとって、騙されあるいは脅され、家族から遠く引き離されて孤立させられ、教師や職場の監督者の指示に従わなければ懲罰を受ける状況の下で軍隊式の生活を強制され、帰国を申し出ても許されず、ひたすら長時間の重労働を強いられる環境に置かれたことが、どれほど大きな精神的なショックを与えるものだったかは想像に難しくなく、本件強制労働は極めて強い強制力をもって原告らに労働を強制するものであったといえる。

こうした拉致・監禁に等しい強制連行・強制労働が強い違法性を有することは明らかである。

## 2 欺罔が計画的かつ組織的であること

(1) 被告らによる欺罔は計画的なものであり、この点でもその違法性は極めて強いといえる。

すなわち被告らは、原告らに対して、教師や道、面の役員を使って「不二越に行けば上級学校に行ける」「お茶やお花が習える」「お金が稼げる」等の勧誘を行ったが、実際には、1089名の原告ら女子勤労挺身隊員が通えるような上級学校もなければ、茶道や華道を習うような施設もなかったのであるから、被告らによる欺罔は計画的で極めて悪質なものといえる。

この点、被告不二越は、女子勤労挺身隊員に対して華道や茶道を教える施設があった証拠として乙14号証を提出する。この写真そのものが宣伝に利

用されていたものである疑いが強いものであり（乙14の5には「五 写真ハ慶尚北道ノ父兄慰問団ノ来寮ノ際華道実習見学ノ状況」との説明が付されており、父兄慰問団に見せるために行われた実習であることが窺われる。）、そもそも各写真に添えられた説明のような週1回ないし2回の頻度でけいこが行われたとは思われないものであるが、仮にその説明通りだとしても、そこに写された施設の規模からしても、1089名もの女子勤労挺身隊員らに習い事をさせることが不可能であることは明らかである。

すなわち、乙14号証の作法実習の写真に写っている隊員の数はずか28人に過ぎず、週1回このような実習が仮に開かれていたとしても各隊員が年1回受講できるだけである。同じく乙14号証の5の華道のけいこの写真に写っている隊員の数はずか20名であり、このようなけいこが仮に週2回開かれていたとしても、やはり各隊員が年1、2回受講できるだけであり、「お茶やお華が習える」と宣伝するような施設の状況でなかったことは明らかである。

- (2) また、賃金についても、後述のように勧誘当時被告不二越は賃金を支払っていなかったにもかかわらず、あたかも賃金が支払われるかのように宣伝していたのであり、この点の欺罔も明らかに計画的なものである。
- (3) さらに、女子勤労挺身隊員の動員が国と企業が一体となって組織的に推し進めたものであることは後述するが、校長から少女らに対する勧誘内容を説明され「あくまで志願するようにもって行ってください」と指示されたという池田正枝の証言（甲A54＝「二つのウリナラ」131頁，137頁）は、欺罔行為自体が極めて組織的に行われたことを示しており、この点でも違法性は顕著である。

### 3 賃金支払もなく労働が強制されたこと

強制連行・強制労働の期間中、原告らには賃金が支払われておらず、事実上無償の労働が強制されていた点でも、被告らによる強制連行・強制労働の

違法性は顕著であるといえる。

この点、被告不二越は、朝鮮からの女子勤労挺身隊員らに対しても日本人同様賃金を支払っていたと主張し、当時の不二越の職員らの陳述書を証拠として提出している（乙42，44，45号証）。

しかしながら、原告らの就労中に賃金が原告らの手に渡されていなかったことは、被告不二越が多額の金銭を未払金として供託したと主張している（乙4，5，25号証。但し上記供託が真実なされたものか否かについては大きな疑問がある。）ことから明らかである。

原告らのうち何人かは、賃金について尋ねても「預金してある」などと説明されたのみで支払ってもらえなかったことを陳述しており、「国民貯蓄」や「預金」がなされていたとしても原告らの意思によるものでないことは明らかであり、これら「預金」等の存在をもって賃金支払いということは到底できない（なお、不二越第一次訴訟についての富山地裁平成8年7月24日判決も「右の預金ないし国民貯蓄名義の金員が、一旦原告らに交付されたとか、あるいは、原告らの意思に基づき預け入れられたとかの事実を窺うに足りる証拠はなにもない」と述べて、被告不二越による弁済の抗弁を排斥している。）。

#### 4 その他の諸法令、条約違反について

被告らによる本件強制連行・強制労働が、労働者募集取締令等の当時の労働者保護法令に違反し、強制労働条約、奴隷労働禁止条約またはサンジェルマン・アン・レイ条約、ILO5号条約及び同59号条約に違反する違法なものであることは、訴状及び原告第9準備書面で詳論したとおりである。

### 第3 国と不二越との主観的・客観的関連共同性

#### 1 国による強制連行・強制労働政策の推進

##### (1) 強制連行政策の歴史と女子勤労挺身隊政策

強制連行・強制労働の方式が、1939年9月の「募集」開始から194

2年2月「官斡旋」に変更され、1944年9月から徴用方式も併用されていたことは、原告第10準備書面45頁以下で詳述したとおりである。

本件で問題となっている女子勤労挺身隊は、「女子挺身隊制度強化方策要綱」（1944年3月18日付閣議決定 甲A3）、「女子挺身勤労令」（1944年8月23日勅令519号 甲A4）等の一連の政府の女子勤労挺身隊政策によって組織されたものである。朝鮮における女子勤労挺身隊についても、その組織の方法は上記の女子挺身勤労令に依拠して、朝鮮総督府及びその地方組織から各学校の学校長に至る指揮命令系統が活用されて各地域や学校に割当がなされ、面の役人や学校の教師が募集を担当させられていたものであるが、実際の動員方式については、朝鮮では特定の13種類の職業についていた女性以外は国民登録を行なっていなかったため、「女子勤労挺身令」による動員はほとんど行なわれず、官斡旋による動員がなされていたことも、既に述べたとおりである（原告第10準備書面56頁）。

## （2）官民一体となった動員・強制連行

以下に述べるように、原告ら女子勤労挺身隊員の動員は、報道機関なども巻き込みながら、国と企業が一体となって行ったものである。

ア 被告国は、朝鮮総督府を通じて各道に対して動員計画を割り当て、朝鮮総督府の指導のもとに動員が進められた。

すなわち、朝鮮総督府が1944年7月6日に作成した、「内務大臣請議朝鮮総督府部内臨時職員設置制中改正ノ件」には、1944年に朝鮮から1万人の女性を動員するために各道への割当がなされている（甲A66＝朝鮮総督府部内臨時職員設置制中改正ノ件（抜粋）、原告第10準備書面58頁）。

イ こうした政府の方針のもと、昭和19年から20年にかけて、「毎日新報」等の朝鮮の新聞には頻繁に女子勤労挺身隊関連の記事や広告が掲載されるようになり（甲A58＝記事リスト）、昭和20年1月24日と同月

26日には、京城府が「来れ職場は女性を呼ぶ 女子挺身隊ヲ募ル」と題する広告を掲載した（甲A59＝毎日新報広告）。

こうした記事や広告は、女子勤労挺身隊の労働条件が良いことや（上記広告には「待遇 年齢ニ依リ優遇ス」「福利施設 完備」などとうたわれている。）、女子勤労挺身隊への参加が愛国になること述べて、参加を扇動するものであった。

ウ そして、各地域や学校では、道や面の職員、学校の教師らが、朝鮮総督府の指導にしたがって、原告ら幼い少女達を勧誘した。

### （3）連行後の朝鮮人管理の実態

以下のとおり、連行後の朝鮮人管理の実態をみても、国と企業が一体となって朝鮮人労働者の管理にあたっていたことが明らかである。

#### ア 協和会を通じた官民一体の管理

朝鮮人労働者管理に中心的役割を果たしたのが協和会と呼ばれる組織である。協和会とは、「協和事業は一視同仁の聖旨を奉体し内地に在住する外地同胞の内地化を基調とし、之を保護善導して生活の安定向上を図り以て皇国臣民として奉公の誠を全うせしむると共に内地同胞の相愛の情誼を促進し国民偕和の実を収むることを以て要旨とする」（甲A66＝朴慶植編「在日朝鮮人関係資料集成第四巻」1270頁）というものである。

1939年6月、厚生省、内務省、文部省、拓務省、朝鮮総督府が中心となり、中央協和会が設立された。そして1940年3月までに1道3府42県すべてに道府県協和会が設立された。富山県でも1939年11月17日に富山県協和会が設立されている。

道府県協和会の下には各支会が警察署内に置かれ、支会長は警察署長が勤め、その下に地域と職場ごとに分会が置かれており、地方政府、警察の指揮の下に地域単位、職場単位で管理を行う体制となっていた（同上1288頁）。



そして、日本に強制連行された朝鮮人労働者は、全て協和会に加入が義務づけられ、協和会により管理されることとなっていた。富山県が発した、「協和会事業拡充ニ関スル件」（昭和15年3月30日付富山県学務部長通達）でも、「（六）労働者ノ保護指導 半島人労働者ヲ保護指導スル為内地在住者ハ総テ富山県協和会支会ノ会員ニ所属セシメ」とされていた（昭和15年4月付『厚生時報』第三号 樋口雄一編「協和会関係資料集V」315頁）

#### イ 政府による「移入労働者訓練及取扱要綱」の策定

さらに、強制連行された朝鮮人労働者に対しては政府の定めた「移入労働者訓練及取扱要綱」に基づく管理がなされていた。

すなわち、1942年2月、日本政府は「官斡旋」方式による強制連行を決定すると同時に、厚生省生活局長、労働部長、職業部長、内務省警保局長名で警視総監、各地方長官宛に「移入労働者訓練及取扱要綱」を発し、強制連行した朝鮮人労働者の管理方法について定めた（同上1260頁）。

同要綱には、就労予備訓練、生活訓練、作業訓練、皇民訓練、躰錬、等の様々な訓練を実施することが定められ、団体訓練、規律訓練、躰錬などを通して、徹底した軍隊式の訓練によって命令一服従の関係が強制されていた。また、外出、外泊や外部との接触を厳重に取り締まり、逃亡の防止を図ることも定められていた。

#### ウ 警察を動員した管理

また、警察や軍隊といった権力機構も、実際の労働者の管理に密接に関与していた。

協和会の組織が各地方の警察を中心に組織されたものであったことは既に述べたが、「移入労働者訓練及取扱要綱」においても「職場内ノ紛議ハ直チニ警察官署ニ通報シ」とされ、警察が職場内の紛議に直ちに介入する仕組みが作られていた。

## エ 国の指導による賃金不払い

1942年「出動労務者訓練服務心得準則」において、強制連行した朝鮮人労働者に賃金を支払わず「貯金」させ、通帳は当該工場事業場で管理せよとの指導をした（同上1266頁）。これは、朝鮮人労働者の逃亡の防止を目的とする政策であり、この政策によって強制連行された朝鮮人労働者は賃金も受け取れないまま奴隷のような労働を強制されることとなった。

## （4）戦後処理における国の関与

### ア 治安政策としての帰国の指導と賃金不払いの指導

日本政府は、戦後処理においても、治安政策として早期に強制連行した朝鮮人を帰国させる政策をとる一方で、帰国する朝鮮人のへの賠償や権利の保護には何ら関心を払わないばかりか、賃金不払いの指導を行った。

すなわち、日本政府は、9月1日付の「朝鮮人集団移入労務者等ノ緊急措置ニ関スル件」（甲A68）を各地方長官に発し、「朝鮮人集団移入労務者ハ次ノ如ク優先的ニ計画輸送ヲナス」として、「輸送順位ハ概ネ土建労務者ヲ先ニシ石炭山労務者ヲ最後トシ地域的順位ニ付テハ運輸省ニ於テ決定ノ上関係府県，統制会，東亜交通公社ニ連絡ス」「所持品ハ携行シ得ル手荷物程度」「帰鮮セシムル迄ハ現在ノ事業主ヲシテ引続き雇用セシメ置キ給与ハ概ネ従来通りト為スベキモ8月15日以降差当り左ノ如ク措置スルコト」とし、「賃金ノ支給ニ付テハ当座ノ小遣トシテ必要ナル程度ノ現金ヲ本人ニ手渡シ残金ハ各人名義ノ貯金トナシ事業主ニ於テ保管シ置クコト」などとした。

ここには、自らの産業政策の都合により石炭炭坑労働者については帰国を後回しにする一方、帰国者の手荷物を一方的に制限し、戦後の労働についてまで賃金をただちに払わずに貯金するよう指導するなど帰国者の権利を無視する態度が顕著に表れている。

## イ 賃金の違法な供託の指導

朝鮮人等の強制連行者に対する未払い賃金については、被告国が、以下のように原告らの権利行使を妨害する供託を指導していた。

①昭和21年8月27日民事甲A第516号民事局長通達「朝鮮人労務者等に対する未払金等の供託に関する件」（甲A9 一次訴訟の乙3）及び②昭和21年10月12日付け労発第572号「朝鮮人労務者等に対する未払金その他に関する件」（甲A10 一次訴訟の乙2）は、被告国が、事業主に対し、受取人の居所不明、通信不能等の事情により現在未払となっている朝鮮人労務者等の賃金は、通達の供託要領に従い供託するよう指導する内容の通達である。

そもそも弁済供託は、受領拒絶、受領不能、債権者不確知のいずれかの供託原因が存在する場合にのみ可能なものであるが（民法494条）、上記通達はこうした要件を問題とすることなく一律に供託を指導している点で供託原因を欠く違法な供託を指導したものと見える。

また、弁済供託においては、供託者は遅滞なく債権者に供託の通知をすることが必要である（民法495条3項）ところ、上記①、②通達は供託通知の発送を指導しておらず、労働者に、賃金請求、供託金還付請求の機会すら与えなかった点でも違法である。

そして、企業は、こうした政府の指導にしたがって違法な供託を行ってきたのである。

### (5) 小括

以上のとおり、国と企業は、連行からその後の労働者管理、さらには戦後処理まで、文字通り一体となって強制連行・強制労働政策を推進したものである。

## 2 被告不二越と被告国との密接な関係

そして、以下に述べるように、被告不二越は、他の企業以上に被告国と密

接な関係を保ちながら、本件強制連行・強制労働を押し進めたものであり、本件において被告国と被告不二越が連帯責任を負うべきことは明らかである。

(1) 被告不二越は日本の軍需産業の中核を担う会社であったこと

被告不二越は、1928年、機械工具の国産メーカーとして富山市において設立され（当時の商号「不二越鋼材株式会社」）、天皇のお召艦であった巡洋艦那智からとったナチ（NACHI）を商標とした製品を生産していた（甲A69＝不二越五十年史16頁、18頁）。

1937年に日中戦争が勃発し軍需生産が本格化すると、特殊鋼の需要は著しく高まる中、不二越は高級特殊鋼の生産を開始し、1939年には、やはり需要が増加していた軸受生産を開始した（甲A69＝不二越五十年史41頁ないし46頁）。

1938年には、被告国は、航空機製造事業法、工作機械製造事業法を制定して工作機械の製造を被告国の奨励と保護のもとに置き、翌年には、被告国は、国家総動員法による国家総動員試験研究令を施行し、高級工作機械の国産化を推進し、被告不二越もまた、被告国から施策命令を受けて、軍からの催促を受ける中で、ブローチ盤、ブローチ研削盤を完成させて市場に出した（甲A69＝不二越五十年史46頁ないし48頁）。

当時、被告不二越の主要生産品であるベアリングや軸受は、航空機、軍艦、戦車、軍用自動車などの兵器に用いられる軍需部品であったことから、軍人が工場を直接監視する中で、被告不二越は、原告ら強制連行被害者を軸受課、精器課などで労働させて軍用機部品、機銃、弾丸などを製造させることで軍需工場として発展してきたものである（甲A69＝不二越五十年史68頁）。

このような環境の中で、被告不二越は、満州事変以後、軍需物資であった特殊鋼に対する需要の高まりに乗じて業績を伸ばしその後次々に軍需物資や兵器の生産を拡大していった（甲A69＝不二越五十年史56頁ないし61頁）。

被告不二越の売上高は、被告国によって敷かれた戦時体制の中で、1944年には、2年前の売り上げの2倍を超える1億4410万円に達し、純利益は1.4倍の2761万円に跳ね上がるという急成長ぶりであった（甲A69＝不二越五十年史69頁）。

このように、被告不二越は、戦時下、被告国の保護のもとで、軍需品を製造することで急成長してきたのであり、戦時中は被告国の軍需産業の中核を担う会社として存在していたものである。

(2) 被告不二越は「軍管理工場」「軍需工場」の指定を受け、軍の指示・協力のもとに経営されていたこと

ア 被告不二越は、1934年に海軍省指定工場となって被告国との密接な関係を構築して販路を広げた（甲A69＝不二越五十年史27頁）。

そして、1938年から翌年にかけては陸海軍共同管理工場の指定を受け、陸海軍から管理者・監督官の派遣を受け、工場は、軍管理工場となり、各監督官事務所の屋上に陸軍旗・海軍旗がひるがえり、皇族や陸海軍首脳の視察があいつぐといった状況であった（甲A69＝不二越五十年史48頁）。

さらに、1944年には軍需会社として第1次指定を受け、富山工場は軍需及び海軍大臣の所管に、東富山製鋼所は軍需大臣の所管とされ、第2次指定においては、富山工場はさらに陸軍大臣の所管とされ、小倉工場も軍需大臣の所管となった。その他、被告不二越の各地の工場も陸軍大臣・海軍大臣の所管に組み入れられた（甲A69＝不二越五十年史65頁）。

イ 軍需産業は国家総動員法に基づく軍需工場事業所検査令、同施行規則、及び軍需工場法等により、政府の管理下にあった（甲A5の1、甲A5の2）。

軍需工場法においては、軍需工場の生産責任者（代表者）、生産担当者及び従業員（勤労報国隊など別個の制度により業務に従事する者は除

く。)は徴用されたものとみなす旨規定されており(6条)、政府は生産責任者について解任権をもち、会社による選任がない場合には任命権ももっていた(4条)。また、事業内容、会計、業務執行・運営等会社業務の全般にわたって政府に命令・監督権が与えられていた(8条ないし18条)。

実際に、1944年3月には、軍需省と朝鮮総督府から工具工場と製鋼工場の一部を朝鮮に移転せよとの命令を受けた被告不二越は、平壤付近の沙理院と力浦に施設を移転することとし、勤労女子挺身隊員420名を主体とした作業員を送り出すなどしている(甲A69=不二越五十年史67頁ないし68頁)。

このように、被告不二越の経営は、被告国の命令・監督の下に置かれていたものである。

ウ 被告不二越と軍とのつながりが強まるにつれ、被告不二越は、資金、資材、労働力の全てにわたって、各種立法措置によって国からの援助を受けるようになった。

「不二越五十年史」(甲A69)によれば、1945年の被告不二越の全労働者数は3万6253名であったが、そのうち徴兵などで8345人が休職し、実際に働いていたのは約2万8000人程度であった。

被告不二越はこの労働力不足を解消するために、軍部の強力な支持を受けて、9618人を、学徒動員、徴用、朝鮮からの女子勤労挺身隊、男子勤労報国隊の動員などで補っていた(68頁)。

また、被告不二越は、軍需生産施設拡大のための国策としての資金助成も受けていた。すなわち、「臨時軍事費特別会計」から、1941年下期に547万円、43年下期に2567万円、45年上期に1億4457万円もの「前受金」を製品の引き渡しに先立って受け取っていたのである(69頁)。

### 3 本件強制連行・強制労働における被告国と被告不二越との協力関係

#### (1) 募集，徴用における協力関係

原告らの募集，徴用は，以下のように被告らの緊密な協力関係の中で遂行されたものであった。

ア 1944年5月ころ，京城府は，毎日新報に被告不二越が女子勤労挺身隊を募集している旨の広告を出し，女子勤労挺身隊に参加して被告不二越で働くよう扇動した（甲A59＝毎日新報広告）。

イ そして，学校ごとに挺身隊参加人数が割当てられ，これを受けて各学校の校長が各教師を挺身隊への勧誘を指導し，指導を受けた各教師がそれぞれの教え子である原告ら幼い少女たちを欺く等して勧誘することによって，原告ら幼い少女たちは，被告不二越に連行されて来たのである。

この勧誘は，皇民化教育の強い影響を背景に，原告ら少女が逆らうことのできない学校の日本人教師を使って行われた勧誘であった。

また，幼い少女たちを欺く勧誘は学校だけにとどまらず，郡庁に職員から呼び出されて行ったり（甲B18の2），洞（行政区画の名称）長，区長などが原告らの自宅に赴いてまでして行われていた（甲B5の2）。

これとともに，被告不二越幹部もまた，朝鮮の学校に赴き，日本人教師が原告ら少女を欺いて勧誘する際に付き添う等の活動をし，また，教師に原告ら幼い少女の連行についての協力を求めていた（甲B11の2）。

ウ 原告ら幼い少女たちを欺く等して被告不二越に連行することについては，被告国が任命した富山県知事からの任命を受けた森動員課長が，1944年秋に朝鮮に渡り，朝鮮総督府に働きかけたという時期もあった（甲A70＝北日本新聞記事（1944年11月6日付））。

エ 男性労働者については，徴用令書により強制徴用が行われ，勤労報国隊に組織されたが，被告不二越はその受け入れを国民勤労報国協力令第5条に基づき被告国に申し入れ，それに従って被告国が徴用した労働者を被告

不二越に送り込んだのである。

オ このように、原告らに対する募集・徴用は文字通り被告らの連携・共同の下になされていることが明らかである。

## (2) 管理における協力関係

被告不二越への連行、工場内での監視、拘束も、以下のように、被告らによる緊密な協力関係の中で一体となって行われたものであった。

ア 原告らが日本に連行される際に集合させられた場所は、府の役所やソウル市役所の前などであり、原告らを監視する警察官がいたこともあった（甲B9の2，甲B23の2）。

イ そして、原告らを日本にまで連行したのは学校の教師や地方公務員たちであり、被告不二越は、日本人教師や地方公務員たちから、原告らの引き渡しを受けて就労させた（甲B11の2）。

原告らを連行してきた日本人教師の中には、原告らが帰国するまで、回りに鉄条網が張られた宿舎に原告らとともに寝泊まりし、原告らの監視に当たった者もいた。

ウ 原告らが被告不二越で就労させられるようになってからは、陸海軍の軍人が30名くらい常駐し、各工場に国民服を着て散らばって監視するなど（乙45 高橋八藏供述）、軍も原告らの監視、拘束に協力していた。

エ 原告らが朝鮮に船で帰還する際には、軍艦が用いられたりしたこともあった（甲B19の2）。

オ このように、原告らに対する連行、監視、拘束には、学校教師、警察官、軍の関係者らが深く関与し、一体となって原告らに被告不二越での労働を強制していたものである。

## (3) 戦後処理における協力関係

被告国は、1942年、「出動労務者訓練服務心得準則」において、朝鮮人労働者に賃金を支払わずに「貯金」させ、通帳は当該工場事業場で管理せ



よとの指導をし、被告不二越は、これに基づき原告らに賃金を支払わなかった。

#### 第4 まとめ

以上のとおり、被告ら原告らに対して行った強制連行・強制労働が、国家と企業が一体となって行った、拉致・誘拐に等しい行為であって強い違法性を有するものであることは明らかである。

2005年は、日本の敗戦と朝鮮半島の開放から60年、日韓条約・日韓請求権協定締結から40年の節目に当たる年であるが同年3月1日、韓国の盧武鉉大統領は次のように述べて、日本政府に対して強制連行等の過去の歴史の真相糾明と謝罪・補償に努力するよう促した。「両国関係の発展は、韓国の一方向的な努力だけで解決できることではなく、日本政府と国民の真剣な努力が必要だ」「日本は過去を真相究明して謝罪、反省し、賠償することがあれば賠償し、和解すべきだ。それが全世界がしている歴史清算の普遍的なやり方だ」「私は（北朝鮮の日本人）拉致問題に対する日本国民の怒りを十分に理解すると話したことがある。しかし同時に、日本も『易地思之（相手の立場でものを考える）』しなければならない。強制徴用から日本軍慰安婦問題に至るまで、日帝36年の間に数千、数万倍の苦痛を受けた韓国国民の怒りを理解しなければならない」

この盧武鉉大統領の言葉は、韓国での戦後補償を求める世論の高まりを反映したものである。韓国では、昨年9月6日に施行された「日帝強占下強制動員被害真相糾明等に関する特別法」に基づき真相糾明委員会が設置されて、活発な調査活動を行っている。

また、2004年夏から始まった「富山不二越女子勤労挺身隊問題の速やかな解決を求める大韓民国国会議員署名」に対しては、現在53名の韓国国会議員から賛同署名が寄せられている。同署名は次のとおり述べて、強制連行・強制労働問題の早期解決を求めている。

「私たちは、不二越が同様の被害を受けた女子勤労挺身隊員が提起した訴訟に対しては問題解決のためのいかなる努力もしなかった点を指摘せざるを得ず、不二越の最近の動向を注視してきた。私たちは日帝強占によって起こった不幸な過去の歴史の速やかな解決が韓日両国関係の進展に寄与すると信じる。さらに、ドイツの企業が戦後清算の努力によって国際的に信頼を得ている事実を照らしてみると、自分の過去に対して責任をとることが不二越の将来のためにも望ましいと考える。私たちは不二越が間違った歴史を繰り返さないという覚悟で不二越のために働いた韓国人に正当な補償がなされるよう会社レベルでの速やかな決断を求める。」

強制連行・強制労働問題は、決して過去の問題ではなく、今なお早急に解決すべき問題として残されている。

とりわけ、女子勤労挺身隊の強制連行・強制労働は、幼い少女らを拉致・誘拐したに等しく違法性が強い点においても、被害者の中には挺身隊への参加事実が家族に発覚したために家庭生活が破綻した者があり、その他の多くの者も戦後精神的な不安と苦痛を味わい続けているという被害の深刻さにおいても、その法的救済の必要性は明らかである。

#### 証 拠 方 法

甲 A 5 4 号証	池田正枝「二つのウリナラ」(抜粋)
甲 A 5 5 号証	毎日新報記事(1945年10月27日付)
甲 A 5 6 号証	防空日誌
甲 A 5 7 号証	中山伊佐男「ルメイ・最後の空襲 米軍資料に見る富山大空襲」(抜粋)
甲 A 5 8 号証	記事リスト
甲 A 5 9 号証	毎日新報広告
甲 A 6 0 号証	「アジア、太平洋地域の戦争犠牲者に思いを馳せ、

- 心に刻む集会 in 松代 報告集」(抜粋)
- 甲 A 6 1 号証 北日本新聞記事 (1992年9月4日付)
- 甲 A 6 2 号証 「1944年の学校制度」
- 甲 A 6 3 号証 「昭和十九年度国民動員計画策定ニ関スル件」
- 甲 A 6 4 号証 「工場事業場ニ対スル中等学校低学年並国民学校高等科児童ノ勤労働員ニ関スル件」
- 甲 A 6 5 号証 「国民学校高等科児童及中等学校低学年生徒工場事業場勤労働員ニ関スル件」
- 甲 A 6 6 号証 「朝鮮総督府部内臨時職員設置制中改正ノ件」(抜粋)
- 甲 A 6 7 号証 朴慶植編「在日朝鮮人関係資料集成第四卷」(抜粋)
- 甲 A 6 8 号証 「朝鮮人集団移入労務者等ノ緊急措置ニ関スル件」
- 甲 A 6 9 号証 不二越五十年史 (抜粋)
- 甲 A 7 0 号証 北日本新聞記事 (1944年11月6日付)

添 付 書 類

甲号証各写し

各1通

以 上